

フランス語の改革をめぐる議論と取り組み

アカデミー・フランセーズの反言語改革言説の分析

Debates and Initiatives surrounding French Language Reforms An Examination of the Anti-Reform Discourse of the Académie Française

大 嶋 えり子

Eriko OSHIMA

はじめに一政治的問題としてのことば

1647年に、フランスの文法学者でアカデミー・フランセーズの会員だったクロード・ファーブル・ド・ヴォージュラは「男性ジェンダーが最も高貴であることから、男性形と女性形が併記されているたびに、男性形が優位になるべきだ」とフランス語について書いていた¹⁾。このフランス語の文法規則は21世紀にいたるまで学校で〈正しいフランス語〉として教えられてきた。

ことばは日常生活において不可欠の手段であるが、言説ではなく、ことばそれ自体が抱える政治的性格は意識されにくい。だが、大久保朝憲がいうように「われわれの言語使用、つまりパロールのいとなみの前提となっている言語構造langueのレベルにきざみこまれたイデオロギーは、われわれに、これを使用しないことをゆるさない、という本質的な問題をかかえている」²⁾。そういった意味において、ことばを使用する限り、言語構造に組み込まれた差別の再生産を回避することは極

めて困難だろう。より具体的には、本稿で取り上げるフランス語が文法上のジェンダー（文法性）を持つ言語であることにより、「われわれはフランス語を使用するかぎり、世界を『男／女』という二分法で分割されたものとして眺めることを強制され」³⁾、ジェンダー差別を繰り返すこととなる。

文法性を持つフランス語は、職業を表す多くの名詞において男性名詞しか持たない、という問題がかねてから指摘されてきた。たとえば、大臣を意味するministreは従来男性名詞としてのみ存在してきたが、女性が大臣職に就くようになり、この名詞を女性名詞として使用することが議論されるようになった。女性名詞化そのものが簡単ではなく、多くの名詞においては語尾を変化させる必要があるが、どのジェンダー・マーカとしての語尾が適切かは名詞によっては合意が困難である。

こうした語彙の問題は、単純ではなくとも、女性名詞化の試みが可能である一方で、文法そのものを改革しなければ解消できないジェンダー差別もフランス語は内包している。ラディカル・フェミニストのモニック・ヴィティグは「言語使用は社会全体を乱暴

1) Vaugelas, Claude Favre de. *Remarques sur la langue française. Tome 1*, Cerf et fils, 1880 (première édition parue en 1647), p. 163.

2) 大久保朝憲「フランス語の性差別的言語構造について」『文學論集』55巻3号, 2005年, 121頁。

3) 同上, 121頁。

に型に打ち込み、成形する。(…)なぜならば、現実的なものに対する言語使用による形成があるからだ」と述べる⁴⁾。さらに、文法上のジェンダーは「異性愛者として、社会契約の言説を作り上げるための道具」だという⁵⁾。とりわけ問題とするのは、女性発話者が文法性に関わるルールにより自身が女性であることを表さなければならない点である⁶⁾。男性は男性形を使用することになるが、総称的使用や一般形としての男性形を使用し、自身を表現できることになる。したがって、ことばを発するたびに女性は女性として発話することになり、ラディカル・フェミニズムの立場を取らずとも、これは女性にのみ強いられる負荷である、と認めざるを得ないだろう。こうした立場は、たとえば、日本語と英語の比較研究を行っている中村桃子の論とも通じる。中村は次のようにフェミニズムと言語について述べる。

女と男の意識改革を目指すフェミニズム運動が言語に注目したのも自然なことである。なぜなら、我々は言葉を使って自分を表現し、言葉を使ってほかの人と意思を伝達しあい、そして、言葉を通して身の周りのできごとから過去の歴史までを理解し、さらに、言葉を修得することがすなわちその言葉が使われている社会の一員になることの証だからである。そして、なにより、われわれの女としての意識、男としての意識、そして互いに異性に対して持っている意識、さらに、夫婦・親子・家庭といった最も個人に影響力の大きい人間関係に関する意識や価値

観を形成する過程で、言語が大きな役割を果たしていることが認識されたからである。フェミニズム運動によって、言語が社会の性差別意識の形成と維持に重要な役割を果たしていることが明らかにされていった。⁷⁾

つまり、他者との関係に対し、言語は影響力を及ぼすものであり、「差別を反映した言語を使い続け次の世代に受け継いで行くことは、性差別を疑ったり、おかしく思うことを阻止し、男社会以外は考えられないような価値観を助長することになる」のだ⁸⁾。したがって、ことばを使わない、または文法を無視あるいは変更しない限り、女性はこの問題を回避できない状況に置かれており、ことばそのものが政治的であることがわかる。

ここでいう政治とはなにか。どんなに狭く政治を定義したとしても、まず人間の集団を前提とする点には異論はないだろう。また、政治とされる諸問題には権力が関係していることがほとんどだろう。ことばの中に上述のとおり差別があるため、ことばの中には支配—被支配関係が存在し、それは権力関係とも言い換えられる。つまり、ことばは権力が絡む問題だと考えなければならない。そうした意味においてことばは政治的である。さらに、本稿で取り上げる問題、すなわちことばに内在する差別を撤廃しようとする者と改革に反対する者の間の議論は、社会における問題を司法以外で解決する過程を成している。こうしたルール変更に関わる交渉や社会的合意の形成といった過程自体を政治と呼ぶこともあろう。なお、ここで重要になってくるのは、ルールや権力のあり方が自明ではなく、

4) Wittig, Monique. *La pensée straight*, Editions Amsterdam, 2018, p. 135.

5) *Ibid.*, p. 136.

6) *Ibid.*, p. 137.

7) 中村桃子『ことばとフェミニズム』勁草書房、1995年、2頁。

8) 同上、4頁。

論争的である点だ⁹⁾。

そもそも、ことばは文法をはじめとする膨大なルールに基づいて運用され、それぞれの言語は制度として成立しているといえる。制度化されたことばが存在しなければ、人々の間の意思伝達は成立しづらくなることは想像に難くない。フランチェスコ・ゲアラがいうように、「制度は、誰もが秩序だった行動から利益を享受できるような仕方で、個々人の行為を統整する」¹⁰⁾。そして、権力のあり方が論争的であると同様に、ゲアラは「制度がすべての個人に同じ仕方で利益となる」わけではなく、「不平等だったり、不公平だったりする」ことがあると述べる¹¹⁾。このことをことばに当てはめれば、ことばに関わる諸ルールは一部の人に対して不利益を与え得るとともに、変更可能なものでもあるのだ。こうした意味において、本稿は従来の政治学と同様に制度に着目するものである。

他方で、ジェンダー差別の問題や女性の生きづらさの問題として、なぜことばを取り上げるのか疑問を持たれるかもしれない。賃金格差や女性の政治参加、性暴力などその深刻さが自明な問題は枚挙にいとまがない一方で、ことばをめぐる問題は実害が少ない、あるいは実害がないと思われるからだ。こうした指摘は後述のとおり中村が言葉末梢論と呼ぶ立場にあたるのだが、もう少しここで説明をしておきたい。中村は「言語は『当たり前のこと・常識・知識』を作り出すのに重要な役割を果たしている」と述べる¹²⁾。そのため、

「人間の性に関して私たちが当たり前だと信じていることは、言語によって語られることで常識になったと考えられ」るのだ¹³⁾。さらに、このように中村は付け加える。

ことばが「性」の常識を作り上げ、私たちがことばを材料としてジェンダーを表現しているとしたら、今ある「性」の常識を変革することができるのも言語だといえる。言語とジェンダーのかかわりを学ぶことは、性をめぐる社会の仕組みや、社会における自分自身を理解するだけでなく、よりよい社会を実現していくことにつながる。¹⁴⁾

つまり、ジェンダーに関わる、時に抑圧的となる「常識」をことばは作り出しているのだ。もちろん、そうした「常識」を創出する要因はことばに留まらないだろう。だが、ほとんどの人間は日々ことばを使用せざるを得ない状況に置かれており、ことばが差別的なルールを含んでいることを認めるのであれば、人々は日常的にその差別を再生産していることになる。これは決して軽視できる事態とは言えず、この状況を変革しようと試みる人たちが出現することに不思議はない。もしこうした試みが成功するとすれば、それは人々の生活に深く根差したコミュニケーションの手段を大きく改めることになるため、ことばをめぐる問題は決して些末ではない。

本稿では、政治上のイシューであることばについて、いかなる言説を用いてフランス語の改革にアカデミー・フランセーズが抵抗を示してきたのかを検討する。フランス語の「守護者」たるアカデミー・フランセーズの

9) 権力の定義が一樣ではないことについては、たとえば以下を参照されたい。

杉田敦『権力論』岩波書店、2015年。

10) ゲアラ、フランチェスコ『制度とは何か—社会科学のための制度論』（瀧澤弘和監訳、水野孝之訳）慶應義塾大学出版会、2018年、25頁。

11) 同上。

12) 中村桃子「ことばとジェンダーのかかわり」中村桃子編著『ジェンダーで学ぶ言語学』世界思想社、

2010年、2頁。

13) 同上、6頁。

14) 同上。

事例を取り上げることにより、議員や政府といった国家権力とは異なる機関がどのようにこの政治的な問題を取り上げているのか検討することができる。本稿は言語改革の是非を問うものでも、言語改革を推進するものでもなく、ことばにおけるジェンダー差別を取り除くための改革を提唱する者と、そうした改革に反対する者の間で生じている議論を取り上げるものである。

アカデミー・フランセーズの言説を分析するにあたり、本稿では批判的言説分析のアプローチを採用する¹⁵⁾。したがって、言説—認知—社会の三者関係に着目し、いかなる記述や語彙などを用いているのか、その言説がいかなるイデオロギーに支えられているのか、そしてとりわけ権力と支配の観点から見た際にどのように社会的に機能しているのかを考察する。

本稿では、まず第1節でフランス語に内在するジェンダー差別がいかなるものかを説明し、差別を是正するための取り組みを概観した上で反改革派についての先行研究を検討する。第2節では、アカデミー・フランセーズの役割や会員の選出方法を確認し、第3節では2014年、2017年、2019年、そして2021年にアカデミー・フランセーズが発表した言語改革に関する文書を分析する。なお、ケベックなどではフランス語におけるジェンダー差別是正措置がフランスに先んじて議論されてきた歴史があるが、紙幅の関係により基本的には取り扱わないこととする。

1. フランス語におけるジェンダー差別

フランス語の何が問題なのか

まず、フランス語の何が問題とされているのかを、大久保の論に基づいて説明していく¹⁶⁾。フランス語に内在するジェンダー差別として大きく分けて、二つの批判が寄せられている。一つ目は「人間=男観」、二つ目は職業名詞の問題である。

「人間=男観」

中村は「フェミニズムが言語的性差別を指摘する発端となったのが、本来男を表すheとmanという言葉が〈人間〉の意味に用いられているという事実である」とし、男性を示す語の「総称的使用」を問題視する¹⁷⁾。中村によれば、これは英語にも日本語にも見られる現象だが、フランス語でも共通した点がある。Hommeは男性を意味する語だが、人権を指す語はdroits de l'hommeといい、hommeが女性をも含む語として使用されている。語の歴史からすれば、英語のmanもフランス語のhommeも人間の意味を持っていたが、そこから転じて男性というより限定的な意味範囲で使用されるようになった¹⁸⁾。そのため、語源から考えれば、manやhommeは元来女性を含める語だから差別的ではない、とする主張があるが、先行研究ではmanとwomanは意味の上で対等ではなく、男女の区別なく人間を指す場合でも、女性が排除される例が見られることがわかっている¹⁹⁾。

15) ヴァン・デイク, テウン・A. 「批判的談話研究—社会認知的アプローチ」 ルート・ヴォグック, ミヒャエル・マイヤー編 『批判的談話研究とは何か』 (野呂香代子, 神田靖子ほか訳) 三元社, 2018年。

16) 大久保朝憲, 前掲論文, 126-133頁。

17) 中村桃子, 前掲書, 11頁。

18) 中村桃子, 前掲書, 126頁。

大久保朝憲, 前掲論文, 126-127頁。

日本語の「彼」も明治期まで男女の区別なく使用されていたことを考えると、こうした現象は珍しくないといえるだろう。

19) 中村桃子, 前掲書, 15頁。

大久保朝憲, 前掲論文, 126頁。

これは単にhommeの意味をめぐる局所的な問題ではない。文法性を持つフランス語には、男性形が女性形に優先されるルールがあり、たとえば、男性名詞と女性名詞の両方を修飾する場合、形容詞は男性形にする必要がある。したがって、大久保のいうように「男女のペアにおいて総称的にもちいられる『男性形』は無標項としてむしろ「一般形」としてとらえるべきもので、「男性形」は無標の解釈としてまずその名詞のカテゴリーを総称的に表示し、必要に応じて『男性』の意味をもつことになる²⁰⁾。このような「人間=男観」は、フランス語において「『人間』というカテゴリーは男性によってなりたっており、女性のみ集合はこれとは別のカテゴリーを形成している」ことを示す²¹⁾。

職業名詞

文法性は、恣意的に名詞に割り当てられ、フランス語では冠詞や形容詞、過去分詞にも変化を求める重大な要素の一つである。ある名詞が男性名詞か、女性名詞かは恣意的に割り当てられるとはいえ、実際には人間を指す名詞の場合、いくつかの例外を除いて、男性名詞により男性を、女性名詞により女性を指す。このことを大久保は「人間の世界認識についての常識的観点を反映したものとしておどろくべきことではない」とするが²²⁾、だからこそジェンダー差別の問題をフランス語が内包しているといえるだろう。とりわけこれが顕著になるのは職業名詞においてである。

男性のみが長きにわたり従事してきた職業、たとえば医師(médecin)には女性名詞がない。男性名詞を女性名詞化するために語

尾を変化させることは可能だが、語尾の変化にもいくつかのパターンがあり、たとえば作者を意味するauteurを女性名詞化する場合、autriceとするのか、auteureとするのか、十分に社会的な合意が形成されているとは言い難い。また教員を意味する男性名詞professeurは、professeureと近年では女性名詞化されることが多いが、フランス語史においてprofesseuseという語がかつてあったことから、歴史学者のエリアヌ・ヴィエノは自身の肩書をprofesseuseとしている²³⁾。このように、女性名詞化が一様に行えるものではないため、女性名詞化への反対もある上に、どの女性名詞を使用するとよいのかという問いに対し意見が分かれており、合意には程遠い。さらには、職業名詞を女性名詞化すると、その職業を持っている男性の妻の意味になることがある。代表例はambassadriceであり、従来は大使夫人を指す際に使用されたが、近年では女性大使に使用されることもある。このように女性名詞化を行うと多義的な単語になるという現象が生じる。

なお、女性名詞化に反対する立場は必ずしも保守的な信条から来るとはいえず、ヴィティグはたとえば自身のエッセーで女性のナタリー・サロートにécrivain(作家の意)と男性名詞を当てはめている²⁴⁾。その理由は、「現在の傾向(たとえば最近採用されるようになったécrivaine)は、望まれるようなジェンダーの超克に向くのではなく、むしろその

20) 大久保朝憲, 前掲論文, 129頁。

21) 同上, 129-130頁。

22) 大久保朝憲「フランス語の性差別的言語構造について」『文學論集』55巻3号, 2005年, 131頁。

23) Elle, « Le masculin l'emporte sur le féminin » : comment quelques hommes ont imposé la règle », <https://www.elle.fr/Societe/News/La-masculin-l-emporte-sur-le-feminin-comment-quelques-hommes-ont-impose-la-regle-3567371>, consulté le 13 août 2022. ただし、歴史的にはprofessoressという女性名詞も遅くとも19世紀には見られる。Centre National de Ressources Textuelles et Lexicales. « Définition de PROFESSEUSE », <https://www.cnrtl.fr/definition/professeuse>, consulté le 13 août 2022.

24) Wittig, Monique. *Op.cit.*, p. 141.

強化につながり、さらに（社会学的カテゴリーである女性にとって）一般化や抽象化の権利を失うこととなる」からだ²⁵⁾。

ジェンダー差別是正をめぐる取り組みと反改革派に関する先行研究

1980年代以降の取り組みの歴史

フランス語がその言語構造の中に抱えるジェンダー差別を是正するために、言語改革の提言はさまざまな形で提起された。職業名詞の女性名詞化は、19世紀や、二つの世界大戦により、従来男性に独占されていた職に女性が就くようになって、大きく進展したとはいえない²⁶⁾。フランスで女性名詞化が本格的に議論になったのは1980年代で、社会党のローラン・ファビュス首相が発した「職業、役職、職階、称号の女性名詞化に関わる1986年3月11日の通達」は、公文書などにおいて女性名詞を使用するよう推奨し、付則において具体的な女性名詞化の方法を示した²⁷⁾。その後、1998年になると、1986年の通達が実際には適用されてこなかったことを踏まえ、同じく社会党のリヨネル・ジョスパン首相が新たに通達を出し、女性名詞の使用を改めて推奨した²⁸⁾。この通達によって、1998年に女性名詞化に関する報告書と、1999年に女性名詞化に関するガイドラインが作成された²⁹⁾。

25) *Ibid.*, p. 142.

そのためヴィティグは「最終的な解決法は、当然ながらことばから（性別カテゴリーとしての）ジェンダーを廃止すること」（p. 143）としている。

26) Paveau, Marie-Anne. « La féminisation des noms de métiers : résistances sociales et solutions linguistiques », *Le français aujourd'hui*, n° 136, 2002, p. 122.

27) Circulaire du 11 mars 1986 relative à la féminisation des noms de métier, fonction, grade ou titre.

28) Circulaire du 6 mars 1998 relative à la féminisation des noms de métier, fonction, grade ou titre.

29) Commission générale de terminologie et de néologie. *La féminisation des noms de métier, fonction, grade ou titre*, 1998.

Centre national de la recherche scientifique (CNRS) et Institut national de la langue française (INaLF). *Femme*,

2002年には、社会党内閣の下で国民教育省が、管轄する機関で女性名詞化を進めるように提言した³⁰⁾。実際に、この文書の署名欄において、大臣補佐だった女性のセゴレーヌ・ロワイヤルはLa ministre déléguéeと女性名詞化した肩書を記している。2017年には、マクロン大統領率いる中道の共和国前進に属するエドゥアール・フィリップ首相がさらに通達を出し、官報に掲載する文書では女性名詞を使用することを定めた³¹⁾。この通達でも、従来男性形でしか使用されてこなかったauteur（作者の意）が女性名詞化され、auteureと記されており、女性名詞化の実践が公文書の中で見られる。

さらに、女性名詞化を超えた包摂的書記法（écriture inclusive）の導入を目指す言語改革派が議論を巻き起こした。包摂的書記法の提言は民間のみならず、政府関連機関からも発せられている。2015年には、女性男性平等高等評議会（Haut conseil à l'égalité entre les femmes et les hommes）が『性別ステレオタイプのない公共コミュニケーションのための実践ガイド』を刊行し、翌年には新版も発行した³²⁾。女性の職業に対し女性名詞を使用することはもちろん、ジェンダーに配慮したより包摂的な表現が包摂的書記法と呼ばれている。たとえば、男性形を女性をも含む総称と

j'écris ton nom... Guide d'aide à la féminisation des noms de métiers, titres, grades et fonctions, 1999.

30) Note du ministère de l'Éducation nationale relative à la féminisation des noms de métiers, fonctions, grades ou titres du 6 mars 2000, *Bulletin officiel de l'Éducation nationale*, n° 10 du 9 mars 2000.

31) Circulaire du 21 novembre 2017 relative aux règles de féminisation et de rédaction des textes publiés au *Journal officiel de la République française*.

32) Haut conseil à l'égalité entre les femmes et les hommes. *Guide pratique pour une communication publique sans stéréotype de sexe*, 2015.

Haut conseil à l'égalité entre les femmes et les hommes. *Pour une communication publique sans stéréotype de sexe : Guide pratique*, La Documentation française, 2016.

して使用することを避け、男性形と女性形を併記するなどといった原則が含まれる。男性形と女性形の併記としては「le participant ou la participante」(参加者の意)と両方を順に記す方法もあれば、「les participant.e.s」あるいは「les participant.e.s」とピリオドあるいは中黒を使用し男性形と女性形を合体させたような表記もあれば、「les personnes participantes」(参加する者の意)のようなジェンダー・ニュートラルな表現への置き換えも挙げられる。その他にも、人類や人間を指す際にhommeの使用を避け、droits de l'homme(人権の意)ではなくdroits humainsとしたり、égalité homme-femme(男女平等の意)ではなくégalité femme-hommeのように数え上げる際にラテン文字順を採用したり、トランスジェンダーの個人を指す際にはミスジェンダリングを引き起こさないために本人の性自認に合った代名詞を使用したりすることなどが推奨されている。こうした新しいフランス語の実践はたとえば北大西洋条約機構(NATO)や、フランス政治学会(Association Française de Science Politique)でも採用されている³³⁾。さらに付け加えれば、一部の包摂的書記法推進派の間では新たな三人称代名詞ielの使用を推奨している。なぜならば、従来のフランス語の三人称代名詞は英語と同様に人を指す場合には性別と文法性を一致させ、男性形のilと女性形のelleでは総称的な男性形の使用に繋がったり、ノンバイナリーの人を

指すのに不適當だったりすると考えられるからだ。

反改革派に関する先行研究

ジェンダー差別を是正するための措置が繰り返し行われてきたが、こうした動きに抵抗を示す者もいる。一部の保守派の政治家たちは女性名詞化を嫌い、女性大臣に対しても男性名詞を当てはめようとする。あるいは中年女性が従来の規範を内面化した結果、自身の職業について男性名詞を積極的に使用することも先行研究でわかっている³⁴⁾。女性名詞で職業や職位を表すと、その地位の価値が低下するという考えがこうした現象の背景にある。

なお、女性名詞の使用に積極的である一方で、包摂的書記法に反対する者もあり、単なる改革派と反改革派の対立としてこの議論を図式化することができないことにも留意するべきだ。その例として、前述の2017年のフィリップ首相による通達が挙げられる。この通達は女性名詞化を推進する一方で、包摂的書記法の使用を避けるよう明示的に呼びかけている。

また、長きにわたり改革に正式に抵抗してきた機関としてアカデミー・フランセーズが挙げられる。政府が措置を講じるたびにアカデミー・フランセーズはとりわけ不純正語法、つまり規則から外れた語形であるとし、女性名詞化に反対してきた。ただし、2014年以降、アカデミー・フランセーズが徐々に女性名詞化を受け入れるようになってきたことをフランソワーズ・ヴイヨは指摘する³⁵⁾。だが後述するように、アカデミー・フランセーズは包摂的書記法の導入には明確に反対して

33) 上記の包摂的書記法の具体例は、すべて以下のNATOおよびフランス政治学会の文書に基づいている。

Bureau de la représentante spéciale du secrétaire général de l'OTAN pour les femmes, la paix et la sécurité, *Manuel de l'OTAN sur le langage inclusif*, 2020.

Association Française de Science Politique, « Revue française de science politique », <http://www.afsp.info/association/publications/revue-francaise-de-science-politique/>, consulté le 5 novembre 2022.

34) Paveau, Marie-Anne. *Op.cit.*, p. 124.

35) Vouillot, Françoise, « « Chauffeuse c'est un meuble et rectrice n'est pas beau ! », Travail genre et sociétés, n° 47, 2022, p. 157.

いる。

ヴィエノらは『フランス語に敵対するアカデミー』で、アカデミー・フランセーズの改革への抵抗の歴史を紐解き、その主張に反論する³⁶⁾。アカデミー・フランセーズの文書を多く引用し、検証している点で、資料集としても有用である。さらに、アカデミー・フランセーズが改革に反対する際の主張を12点にまとめ、整理している。すなわち、①文法性と性別は関係ない、②男性形は総称的に使用できる、③女性形の使用は女性の価値を下げる、④女性形の使用は複雑、⑤(アカデミー・フランセーズ以外に)ことばを統制できる者はいない、⑥ことばを改革することは危険、⑦役職は女性名詞化するべきではない、⑧職業名詞を女性名詞化すると、その職業を持つ男性の妻を意味することになる、⑨女性名詞化は耳障り、⑩女性が女性名詞化に反対している、⑪改革はアメリカ由来の流行り、⑫無意味だ、という12点である。ヴィエノらの研究により、アカデミー・フランセーズがさまざまな観点からフランス語の改革に反対してきたことがわかる。

マリー=アンヌ・パヴォーは、アカデミー・フランセーズの言説に限らず、職業名詞の女性名詞化への抵抗においてどのような根拠が示されてきたかを概観し、反論している³⁷⁾。まずは、同音異義語の発生が挙げられる。一部の職業を女性名詞化すると、機械などを意味する既存の単語になるため、混乱が生じるという指摘である。次に、女性名詞化すると、性的なコンnotationを持つ既存のことばと同じ綴りになり、女性名詞化は不適切だ、とする立場が挙げられる。たとえば、*coureur*(走者などの意)の女性名詞は*coureuse*になるが、

この女性名詞には従来女性走者の意味はなく、尻軽女という意味のみで使用されてきた。さらに、好音調、より平易に言えば語呂の問題を挙げ、女性名詞化に抵抗する者もいる。最後にパヴォーは、フランス語では総称や一般形を表す際に、男性形を用いることが原則となっており、そのため、女性名詞を導入する必要はない、とする主張を取り上げる。このように、女性名詞化への抵抗にはいくつかの類型があることがわかる。

ヴィエノはさらに、改革の排他性を指摘する勢力について論じる。包摂的書記法の導入に反対する2017年の通達や、これの導入を禁止しようとした保守政治家たちが提出した3つの法案³⁸⁾、そして言語学者らによる包摂的書記法への反対声明³⁹⁾を取り上げ、そもそも今日「包摂的書記法」と呼ばれる書記法に準ずる実践は新しいものではない点を指摘する⁴⁰⁾。加えて、反改革派が時に根拠として挙げるディスレクシアや発達性協調運動障害、特異的言語発達障害に関する主張を紹介する。すなわち、読み書きに困難を抱える人にとって、包摂的書記法は「包摂的」どころか「排他的」であるとする主張である。だが、ヴィエノは読み書きを困難にしているのは従来のフランス語の綴りだと反論している。

ミカエル・レサールとスザンヌ・ザクールは、フランス語の改革に反対する者が挙げる根拠がいずれも「神話」だとし、8つの「神

38) Propositions de loi des 28 juillet 2020, 23 février et 23 mars 2021.

39) Marianne, « Une «écriture excluante» qui «s'impose par la propagande»: 32 linguistes listent les défauts de l'écriture inclusive », <https://www.marianne.net/agora/tribunes-libres/une-ecriture-excluante-qui-s-impose-par-la-propagande-32-linguistes-listent-les>, consulté le 14 août 2022.

40) Viennot, Eliane, « De la parenthèse au point médian. Des nouveaux habits de l'écriture inclusive et de la malhonnêteté de ses opposants », *Travail, genre et sociétés*, n° 47, 2022.

36) Viennot, Eliane et al. *L'Académie contre la langue française*, Éditions iXe, 2017.

37) Paveau, Marie-Anne. *Op. cit.*, 2002.

話」を紹介し、反論していく⁴¹⁾。その「神話」とは、①「女性名詞化は文章を冗長にする」、②「女性名詞化は『耳障り』」、③「女性名詞化はジェンダー二元論を維持するため、言語におけるジェンダーは廃止すべきだ」、④「女性名詞化は女性の価値を下げる」、⑤「女性名詞化は混乱を招く」、⑥「女性名詞化は文章を複雑にし、読んだり発音したりすることを難しくする」、⑦「どこにでもセクシズムを見出すことはやめるべき。総称的男性形は家父長制と何ら関係ない」、⑧「女性名詞化した文章は間違ったフランス語だ」の8つである。これらの「神話」は、反改革派の主張の類型として読み替えられるだろう。

中村も、英語に限定した議論のなかで、反改革派を分類している⁴²⁾。まずは反言語変化の立場を挙げる。この立場の中にも種類が複数ある。一つ目は権威ある機関によって言語の変化を促すべきであるとする立場、二つ目は、無意識に言語は変化しなければならないとする一つ目の考えとは矛盾する見解だ。三つめは、言論の自由を根拠とする言語改革への反対だ。四つ目は、言語改革が文化を破壊するという意見で、五つ目は「改革運動は言語を変化させることにより自分たちに都合のよい世界観で人々を洗脳しようとしている、という主張」だ⁴³⁾。これらはすべて「『言語が変わること』に対する恐れ」という点において共通していると中村はいう⁴⁴⁾。次に、言葉末梢論という分類を提示する。言語は些細なことであり、改革するほどのことではないとする立場であり、英語に限らず、日本語の改革案に対しても同様の批判が発せられきた。

三つ目の立場は性差別否定である。語源、発話者の差別の意図の有無、記述文法主義⁴⁵⁾に基づく有徴・無徴の理論といった根拠がこの立場からは提示されている。とりわけ一部の文法規則が性差別的イデオロギーによって定められた英語の歴史に鑑みれば、言語学者が自らの特権や学問的権威を利用して性差別イデオロギーを隠してきたことは、記述文法主義による改革批判を無効にすると中村は論じる。

このように先行研究を通じて、反改革派が必ずしも一様ではなく、反改革派の立場あるいは反改革派の主張が類型化できることがわかる。これらの研究の延長線上において本稿では、改革の是非に踏み込まずに、改革へのアカデミー・フランセーズによる抵抗がどのような言説によって支えられているのかを検討していく。先行研究では、反改革派の主張における複数の類型が見られたが、本稿がとりわけ注目するのは、アカデミー・フランセーズの言説におけることばと政治の関係である。

2. アカデミー・フランセーズの任務と終身会員の選出方法

フランスの繁栄に尽力していたリシュリュー宰相は、40名の卓越した知識人を会員とするフランス語を統制する組織の設立を構想した⁴⁶⁾。16世紀までフランス語は文法や綴

45) 記述文法とは「日本語なら日本語を話す人が頭の中に持っている文法規則の体系をそのまま表そうとしている文法」であり、近代言語学が最終的に明らかにしようとしている文法である。学校で学ぶ「いわゆる『正しい』『教養ある』『上品な』言葉の使い方を規定している」「規範文法」とは異なる。

中村桃子、前掲書、127-128頁。

46) 本節はアカデミー・フランセーズによる説明に基づいている。

Académie française, « Aperçu historique », <https://www.academie-francaise.fr/linstitution/apercu-historique>, consulté le 1^{er} septembre 2022.

41) Lessard, Michael et Suzanne Zaccour. *Manuel de grammaire non sexiste et inclusive : le masculin de l'emporte plus !*, Editions Syllepse, 2018, pp. 20-27.

42) 中村桃子、前掲書、1995年。

43) 同上、120頁。

44) 同上、120頁。

り、語彙が流動的だったため、国内の統治とヨーロッパにおける繁栄を目論み、リシュリユーはフランス語の規則を明確にすることを目指した。その結果、1634年に「アカデミー・フランセーズ」という名が正式に採用され、「ことばの純粹さ」を守ることを任務とした組織が発足した。17世紀の著名な会員として劇作家のピエール・コルネイユや童話で有名な詩人のシャルル・ペロー、財務総監だったジャン＝バティスト・コルベールが挙げられる。

具体的な作業として、辞書、詩学書、修辭書、文法書の編纂が任されたが、アカデミー・フランセーズが実現したのは辞書のみである。辞書の編纂は「現代のラテン語」となるべきフランス語をより明快ですべての人に使用可能なものにするためと位置付けられていた。2023年現在、辞書は第9版の刊行途中である。

1795年から、フランス文学院、フランス科学院、フランス芸術院、フランス人文院とともに、アカデミー・フランセーズはフランス学士院のもとにまとめられた。公金により運営されているが、税制優遇などの措置により多くの寄付を受け取っており、その資産は莫大だ⁴⁷⁾。たとえば、マルモッタン美術館やジヴェルニーにあるモネの家はそのほんの一部だ。多くの不動産を所有していることから、家賃の高いパリでも会員は安価で住宅を借りることができる。こうした資産状況からしてもフランス学士院およびアカデミー・フラン

セーズが特殊な機関であることが窺える。

続いて、「不死の者」と呼ばれるアカデミー・フランセーズの会員の選出方法に目を向ける。なお、この通称はリシュリユーがアカデミー・フランセーズ設立時にその印に「不死 (A l'Immortalité)」と記したことに由来しており、不死なのはフランス語であり、会員ではない。「不死の者」として任命されるには、まずは40席ある会員の定員に空席がなくてはならない。自薦他薦を問わないのみならず、国籍などの条件もない。定足数を20とする会員による選挙が実施され、過半数の票を獲得した者が会員に選出される。その後、アカデミー・フランセーズの庇護者である大統領が選出された者を承認することにより、正式に会員となる。

こうした選出方法で、いかなる者が会員として選出されてきたのかを簡単に確認していく。出自などと無関係に、才能のみを選出の基準とするべきだとリシュリユーが定め、国籍条項などもないことから、多様な人が選出され得る方法となっている。しかしながら、多様性に富んでいるとはいいいがたい事態が続いている。まず、1635年から1757年の間に会員に選出された者の年齢は平均44歳、1758年から1878年の間は50歳、1880年から1983年の間は60歳、2005年から2016年の間は68歳となっており⁴⁸⁾、各時期において比較的高齢な者が選出されてきた。女性会員は、設立から四世紀近く経つが、10人のみで、初めての女性会員は1980年に選出されたマルグリット・ユルスナールである。高齢男性が主な会員となってきたことがわかるが、さらに興味深いのは多くの会員が政治的に保守の立場にあったことだ。全員が保守ということでは決していないが、アカデミー・フランセーズの取材を

Académie française, « Les missions », <https://www.academie-francaise.fr/l'institution/les-missions>, consulté le 1^{er} septembre 2022.

Académie française, « De la candidature à la réception », <https://www.academie-francaise.fr/les-immortels/de-la-candidature-la-reception>, consulté le 1^{er} septembre 2022.

47) Garcia, Daniel. « L'Académie française, une zone de non-droit en plein Paris : enquête sur une institution richissime et hors-la-loi », *Revue du Crieur*, n° 3, 2016.

48) *Ibid.*, p. 83.

してきた記者のダニエル・ガルシアは組織が「右派の右派に根付いていることは、最近始まったことではない」と述べる⁴⁹⁾。例として、ドレフュス事件で冤罪を晴らそうとしたエミール・ゾラが選出されなかったことや、20世紀に入ってからはペタン元帥や作家のシャルル・モーラスなどの対独協力者、そして戦後でさえも作家のポール・モランなどの対独協力者が選出されたことを挙げる。2005年にアルジェリア出身の歴史学者で作家のアシア・ジェバルが初のアフリカ大陸生まれの女性会員となったことは歴史的な出来事だったといえる一方で⁵⁰⁾、2014年にはフランスのアンチフェミニズムの急先鋒に立つアラン・フィンケルクロートが選出されており、必ずしも会員のプロフィールが大きく変化してきたとはいえない。

3. アカデミー・フランセーズによる文書

2014年の女性名詞化に関する声明

記述と語彙

『職業、役職、職階、称号の女性名詞化—アカデミー・フランセーズによるまとめ』と題した文書で、アカデミー・フランセーズは女性名詞化を一部容認しつつ、その動きを徹底することへの反対を表明している⁵¹⁾。この文書の構成をまずは確認する。最初に、男性

議員が国民議会（下院）で、女性の本会議議長との間で議長を指す語の女性名詞化をめぐって衝突があったことに触れている⁵²⁾。この事例をきっかけとして、「1635年からその身分により与えられた任務に忠実であるアカデミー・フランセーズ」は5つの原則を提示する。一つ目は、実際の慣用に応じ、「女性名詞化の伝統と断絶するつもりはまったくない」とし、今までに編纂してきたフランス語の辞書に女性名詞化を反映させてきたことを示す。女性名詞は「自然と慣用されるようになった」とし、正しい語形を持ち、広く使用されるようになったものは認めてきた、と振り返る。ただし、女性名詞化における「教条主義的傾向 (*esprit de système*) を拒絶する」と明言し、当事者も時に否定する *chercheure* (研究者の意の女性名詞) のような「不純正語法」は認めず、総称的な男性形の使用を推奨している。

二つ目の原則は、文法性の機能である。ラテン語に由来するフランス語において、文法性は二つ、すなわち男性と女性しかなく、そのいずれかを使用する必要がある、語に総称的な意味を持たせる際には男性形あるいは女性形を選ばざるを得ず、ラテン語に倣い、フランス語は男性形に総称的機能を与えたと説明する。したがって、アカデミー・フランセーズによれば、性別の区別は文法上大した役割を持たないのである。

三つ目の原則として、2002年に公開した声

49) *Ibid.*, p. 84.

50) 外国人会員については以下の記事を参照されたい。

Radio France, « Mario Vargas Llosa élu : faut-il être Français pour mériter l' Académie française ? », <https://www.radiofrance.fr/franceculture/mario-vargas-llosa-elu-faut-il-etre-francais-pour-meriter-l-academie-francaise-5998747>, consulté le 1^{er} septembre 2022.

51) Académie française, « La féminisation des noms de métiers, fonctions, grades ou titres - Mise au point de l' Académie française », <https://www.academie-francaise.fr/actualites/la-feminisation-des-noms-de-metiers-fonctions-grades-ou-titres-mise-au-point-de-lacademie>, consulté le 17 août 2022.

52) ここで触れられている事例はおそらく、この声明の数日前に生じたものと思われる。国民議会で女性の会議議長に対し、右派の男性議員が女性名詞を使わなかったことに注目が向けられた。

Le Monde. « Un député UMP rappelé à l'ordre pour son refus de féminiser les fonctions à l'Assemblée », https://www.lemonde.fr/politique/article/2014/10/07/un-depute-ump-rappelle-a-l-ordre-pour-son-refus-de-feminiser-les-fonctions-a-l-assemblee_4502172_823448.html?random=993409755, consulté le 17 août 2022.

明に基づき、フランス語、ひいては言語の特質そのものをアカデミー・フランセーズは挙げる。すなわち、徹底した女性名詞化は変革により「言語の不安定な時期の幕が開ける」ことにつながる。また誰にも、言語に変革をもたらす権限も、「文法や統語法を冒す規則を定める」権限もないとする。「言語は政治的欲望や企図に応じて形を変えるものではない」と続ける。この箇所では、言語の性質と権力の関係を論じており、国家権力がフランス語を規定することはできないとする一方で、フランス語の慣用においては、アカデミー・フランセーズがその唯一の「守護者」であるとする。フランス語が「国家の主権と個人の自由の発現」だとしている点からも、フランス語は国家権力の影響が及ばない高次の存在であり、それを守る役割はアカデミー・フランセーズにある、としているのである。したがって、国家権力による政治的意図を持った政策によってフランス語を統制することは認められない。

四つ目の原則として、職業と役職・称号は異なり、後者の「抽象的性質」に鑑みると個人の特性を名詞に反映させるべきではないことを挙げている。1998年の女性名詞化に関する報告書を参照し、職業名のみ女性名詞化が慣用により認められるとしている。とりわけ、公文書においては、男性名詞のみの使用を認めることとしている。なぜならば、アカデミー・フランセーズ曰く、「役職は当事者のものではない」からであり、ある大臣が署名した通達は、その大臣の辞職後も有効だからだ。

ただし、五つ目の原則として、柔軟な姿勢も示している。すなわち、役職に関わることを性別と一致させない原則を踏まえつつ、インタビューなどでは当事者の意向に応じて役職の女性名詞化を認めるとしている。つま

り、正式な文書では女性名詞化を認めず、そのほかのコミュニケーションの場においてはこれを認めるということになる。「呼称における柔軟性は、法的立場にある者の地位となんら衝突することもなく、差異の承認への希求と、法的平等によって求められる個性の消却の両立を可能とすると考えられる」と、2002年の声明を引用しつつ、アカデミー・フランセーズは「慣用を解放」し、「権威による慣用の規定」を否定する、と表明する。

言説を支えるイデオロギー

いかなる認知あるいはイデオロギーがこの言説の基盤となっているのか。まず、「差別」への言及が一切ないことから、女性名詞化が限定的にしか進んでこなかったことを差別的だと捉えていないことが挙げられる。ことばにおける差別を明示的に否定することもなく、文法性の機能を説明し、婉曲的に差別ではないという立場を表している。ゆえに、中村のいう性差別否定の立場をとっているといえる。また、その帰結として、女性名詞化の希望を社会的構造によって生じているものや、社会による要請としてではなく、あくまで当事者個人の問題として解釈している。こうした点から、女性名詞の使用の推進は社会構造の中に組み込まれた差別の是正のためである、という視点が抜け、問題を個人に還元していることがわかる。

もう一つ、この文書の根底にある考えとして、国家権力の介入への反対とフランス語の慣用をアカデミー・フランセーズこそが守っているという国家権力とアカデミー・フランセーズの関係が挙げられる。慣用とは、人々の言語使用であり、それは国家権力から自由なものである、とアカデミー・フランセーズは考えている。これは自由主義的な観点からして妥当なのだが、一方で慣用においてアカ

デミー・フランセーズの権威を顕示する文言も見られる。さらに言えば、このように女性名詞化について声明を出すこと自体がフランス語における権威を有しているという自覚があるからだろう。

付け加えれば、フランス語はフランス以外の約30の国で公用語となっており、公用語となっていない複数のアフリカ諸国でもフランス語は広く使用されているが、この文書ではフランス語が国境を越えている、という前提はまったく打ち出されていない。そもそも、カナダでは女性名詞化についての議論がフランスに先んじて行われてきたにもかかわらず、まったく参照されていない。あくまで、国民国家という枠組みのなかでフランス語について論じているのである。

権力と支配

女性名詞化をめぐる問題をアカデミー・フランセーズは政治的ではないものとして扱い、この文書を以て自身のフランス語における権威を強化しようとしていると解釈することができる。女性名詞化に対し進歩や柔軟性を示そうとしている文言も見られる一方で、女性名詞として認められるものを限定し、認めるコミュニケーションの場に関しても制限を設けるよう提言している。正式な場における女性名詞の使用は、公的な場における女性の存在の可視化につながるにもかかわらず、それを認めない、というアカデミー・フランセーズの立場は旧来の男性支配を温存することにつながると考えられる。

2017年の包摂的書記法に関する声明

記述と語彙

2017年に「アカデミー・フランセーズによる『包摂的』と呼ばれる書記法に関する声明

」が発表された⁵³⁾。三段落のみの短いもので、2017年10月26日の会合で満場一致で採択されたものだ。

第一段落では、アカデミー・フランセーズは包摂的書記法について「正式な警告」を発するとしている。包摂的書記法は中黒や男女の併記などを含む書き方であり、「表現の調和がなく、統一を欠いた言語」になり、「混乱を招く」としている。また、この新たな書記法が「達成しようとする目的が不明瞭」と指摘する。この段落では、ごく簡潔にはあるが、包摂的書記法の実践上の問題点を指摘している。

次の段落では、より強いことばでこの改革に反対している。すなわち、「言語の進化と変革」を「体系的にまとめる任務」を担っているアカデミー・フランセーズは、言語の「将来を保証する者」として、「『包摂的』な錯乱」により「もはやフランス語は死の危機に瀕している」とし、この危機について「我が国は次世代に対して責任を有している」とする。こうした煽情的な文言に続けて最後の段落では、「我々の文化遺産としての文章」との情緒的なつながりの消失、そして、フランコフォニー⁵⁴⁾の推進における障害を包摂的書記法がもたらす、と主張する。フランコフォニーが十分に推進されなくなった場合、「他の言語」が「世界的に優勢になる」と憂慮しているが、おそらく英語を念頭に置いた意見だと推測できる。したがって、この二つの段落では、フランス語文化の継承と世界的繁栄が阻害されることに対する懸念が表明されているのである。

53) Académie française, « Déclaration de l'Académie française sur l'écriture dite «inclusive» », <https://www.academie-francaise.fr/actualites/declaration-de-lacademie-francaise-sur-lecriture-dite-inclusive>, consulté le 1^{er} septembre 2022.

54) フランス語圏やフランス語話者の共同体の意味。

言説を支えるイデオロギー

この文書の根底にある認知とはいかなるものか。まず、フランス語が言語構造そのものに差別を内包している、という包摂的書記法推進派の意見に注目することなく、その目的を不明瞭と断定し、差別の問題がないかのような前提になっている。2014年には女性の当事者が希望するのであれば、一部のコミュニケーションの場では女性名詞化を柔軟に認める、と当事者への配慮を多少なりとも見せていた点と大きく異なる。さらに、「我が国(notre nation)」が言語の保存において責任ある立場にある、と主張していることから、国民国家が前提となっていることも窺える。さらに、フランス語の将来や文化遺産の継承、フランス語話者共同体の拡大への言及から、アカデミー・フランセーズの包摂的書記法への反対意見はナショナリズムによって支えられているともいえる。包摂的書記法という内からの脅威と、他の言語による競合という外からの脅威にさらされて、フランス語が衰退していくという構図がとりわけナショナリズムを強調している。また、フランス国内のみならず、国外のフランス語話者への言及を通じて、フランス国内で生じている包摂的書記法の議論が世界のフランス語話者やフランス語学習者に影響を与える、と認識していることがわかる。したがって、フランスを中心にしてフランス語を検討しているのだ。ところが当然ながら、フランス語の実践はフランス社会における慣用やアカデミー・フランセーズの見解とはおよそ無関係に他の地域で発展しており、アカデミー・フランセーズは世界のなかのフランス語を矮小化しているといえる。

権力と支配

包摂的書記法推進が前提とする差別是正の要求を無視するこうした姿勢は、ことばが持つ政治的性格を否定することになる。また、改革派の目的を不明瞭だとしたり、新たな書記法を「錯乱」と断罪したりし、改革派をまともな相手としていないことから、政治的な対話を拒否し、自身のフランス語における権威を維持する言説となっている。さらに、国民国家を前提とし、ナショナリズムを拠り所としていることから、この文書自体は政治的性格を帯びていると言わざるを得ない。

付け加えれば、この声明が出たのは包摂的書記法の議論でフランス社会が盛り上がったから、といえるが、一方で2017年は#MeToo運動が世界的に話題になった年でもある。この運動が勢いを増す中でアカデミー・フランセーズは包摂を推進する言語改革に反対したことになる。包摂を重視しながらも包摂的書記法に疑念を示すこともできたにもかかわらず、そのような文面になっていないことから、アカデミー・フランセーズが包摂を重大な概念として捉えていないといえる。

2019年の女性名詞化に関する報告書

記述と語彙

アカデミー・フランセーズは2019年2月28日に「職業および役職の女性名詞化」と題する報告書を発表した⁵⁵⁾。この報告書は、第1節「背景」、第2節「方法」、第3節「職業名」、第4節「役職、称号、職階の名称」という構成になっている。

第1節では、この報告書が作成された背景として、フランスおよびフランス語圏における女性の地位の変化とそうした変化に対し言語の変化が十分に追いついていない現状を挙

55) Académie française. *La féminisation des noms de métiers et de fonctions*, 2019.

げている。報告書全体としてはフランス社会を前提としているものの、フランス以外の国への言及もあり、さらには女性が感じ得る「言語の不備」を指摘しており⁵⁶⁾、女性名詞化に消極的だった2014年の声明とは冒頭の部分から大きく異なるといえる。また、「過渡期」であるからこそ、慣用の現状を完全に把握することは限られたコーパスでは不可能だともしているとともに、把握できるだけでも女性名詞化にもさまざまな形態があるため、女性名詞化の課題に対し「明確な回答」はないとしている⁵⁷⁾。2014年には、女性名詞化を徹底すると言語が不安定になり、不純正語法が普及する可能性があるとして積極的に推奨していなかったが、2019年になるとアカデミー・フランセーズは、社会や言語の「急速な変化」や「過渡期」において、「新たに生まれつつある、あるいは形成されつつある慣用の複数性」を認めている⁵⁸⁾。

第2節では、報告書作成に際する方法を提示している。この報告書の作成のために検討委員会が設置され、言語学と語彙論研究者の助けを得たと明記されている。またこの節では、かつては男性名詞を使用することにより男性との平等を示したいと考える女性が多かった一方で、現在では「新たな世代が差異を認める呼称をしばしば好む」傾向にあると指摘している⁵⁹⁾。当事者の声自体が変容してきている状況を認めている点は2014年の声明から異なる。フランス語の言語構造そのものの変化を提言することはしない、と明言しつつも、「言語上の必要と近年の社会の変化によって生じた期待」に応えることを委員会が任務とする、と述べる⁶⁰⁾。具体的には、アカ

デミー・フランセーズが「絶えずその守護者として提言の基礎としてきた『よい慣用』」を重視し、「正しい語形を示し、持続的に定着してきた」慣用を明らかにすることを意味する⁶¹⁾。したがって、フランス語としての正しさと話者による要請、そして社会的な合意の3つを満たす女性名詞化に対する考察と提言を行うことを宣言している。2014年にも正しい語形と慣用を重視する姿勢が明示されていたが、2019年の報告書では一部の女性話者にとってフランス語には不備があると感じられていることを認め、不備の克服に向けた提言の重要性が認められているといえる。

第3節では、職業を表す名詞を取り上げている。個別の事例の検討が多いため、ここではそれらをなるべく省いて、職業の女性名詞化全般についての議論を抽出して検討していく。まずは、歴史を振り返り、中世以降から「言語の自然な進化」として女性名詞化が見られ、その後の産業化、教育の普及、そして戦争による女性の活動領域の広がりとともにこの現象は顕著になったと指摘している。ただし、女性名詞化に拍車がかかったのはここ10年のことであり、それでも「言語と風習の間のずれ」が生じているとしている。さらに、*peintresse* (画家の意の女性名詞) などといった女性名詞はむしろ忘れ去られたり、一部の女性名詞使用に関しては抵抗が感じられたりしている点にも言及している⁶²⁾。「言語の基礎的および基本的原則に反しない限り、社会において認められている女性の立場を言語のなかで認めるためのあらゆる変化をアカデミー・フランセーズは検討してよいと考える」としつつ、「客観的な制約」を守る必要性も主張している。このように慎重さを見せながらも、2014年の声明で明示的に拒絶して

56) *Ibid.*, p. 1.57) *Ibid.*, p. 2.58) *Ibid.*, pp. 1-2.59) *Ibid.*, p. 3.60) *Ibid.*, p. 4.61) *Ibid.*, p. 4.62) *Ibid.*, pp. 5-6.

きた*professeure* (教師の意の女性名詞) などといった*-eure*で終わる女性名詞を、2019年の報告書では、議論はあるものの「女性が大きな割合を占める職業においては、[-*eure*という]形態の女性名詞化は特に普及している」と認め、言語構造や好音調を脅かすものではないと結論付けている。*-eure*による女性名詞化を「派生の一般原則に反し、まさに不純正語法を構成している」と断じていた2014年の声明から方針を転換したといえる。また、「よい慣用」とはいえないとしつつも*chefe* (長の意の女性名詞) が、競合する他の女性名詞 (*chêfe*や*chefesse*など) に比べてすでに広く使用されており、「禁ずることは困難」としている⁶³⁾。つまり、アカデミー・フランセーズは「よい慣用」を守る立場にあるにもかかわらず、すでに慣用として認められる場合は、それがフランス語の派生の規則から外れ、「よい」とはいいがたいものであっても、禁止はできず、社会的に許容されていることを認めざるを得ない、という姿勢を見せていることになる。したがって、従来の立場から一線を画す報告書になっている。一方で、社会的に高い身分が与えられている職業の女性名詞化があまり進んでいないこと⁶⁴⁾、そして、「過剰と判断される女性マーカーを構成したり、軽蔑的なニュアンスを含んだりする」女性名詞化が回避されていることにも触れている。こうした点も踏まえて、男性形を使用したい女性にも配慮しつつ、「慣用の自由」(強調体は原文)を強調する⁶⁵⁾。

第4節では、役職や称号、職階の女性名詞化を扱っている。2014年には、2002年のアカデミー・フランセーズの文書や政府の文書に基づいて、役職などについては女性名詞を、

少なくとも文書においては使用しない、としていた。しかしながら、2019年の報告書は「教条的アプローチの一切の拒否」を前提として、「理論的仕組みや抽象的規範の制定は実際には無効」だとしつつ⁶⁶⁾、一部では女性名詞化への強い抵抗が見られるものの、慣用を観察する限り、すでに女性名詞は一部では普及していることを認めている。ただし、役職と職業はやはり異なり、前者は個人に依拠するのではなく、「抽象的、一般的、恒常的で、個性を持たない性格」を帯びているとする従来の見方に変更はない⁶⁷⁾。「役職を当事者が所有するのではない」、「役職であるわけではなく、それに就くのだ」などと当事者と役職の関係の説明に注力している⁶⁸⁾。「任務を授けられた者は、本人以外を代表していることから、役職者が何者であるかと、何をしているのかが完全に符合することはない」と強調する⁶⁹⁾。だが、役職と役職者の「距離」が遠いからといって、女性名詞の使用を回避すべきだとこの報告書は主張しない⁷⁰⁾。「この距離は、女性たちを指し示すための女性名詞化を剥奪するような障壁をつくりあげることはない」としている⁷¹⁾。一方で、アカデミー・フランセーズは変化を「抑制する」ことも、「先取りする」こともないとし⁷²⁾、「徹底的で固定的な女性名詞化の適用」も、「言語の変容を強いること」も望ましくないとしている⁷³⁾。そして、女性が「正統に望む」女性名詞の使用に前向きながらも、公文書については諸制度の制約を受けるとしている⁷⁴⁾。とりわけ高

63) *Ibid.*, p. 11.

64) *Ibid.*, p. 11.

65) *Ibid.*, p. 12.

66) *Ibid.*, p. 13.

67) *Ibid.*, p. 13.

68) *Ibid.*, p. 13.

69) *Ibid.*, p. 13.

70) *Ibid.*, p. 14.

71) *Ibid.*, p. 14.

72) *Ibid.*, p. 13.

73) *Ibid.*, pp. 14-15.

74) *Ibid.*, p. 15.

官に関しては女性名詞化が進んでこなかったが、その理由を解明する役目はない、としている⁷⁵⁾。

興味深いのは、フランス以外のフランス語圏地域の慣用も参照している点だ⁷⁶⁾。フランスの慣用が基本的には検討対象となっているものの、他の国の慣用に目を向け、女性名詞化を正統化している。役職の女性名詞化には問題は少なく、実際に社会では広く受け入れられていることを確認した上で、報告書は各機関（裁判所、軍、内閣など）における異なる対応を概観する。いくつか女性名詞が造りにくい職階などを示しつつも、ほとんどの役職や職階、称号は女性名詞化できるため、それらを当事者である女性の意志を尊重したうえで使用するかしなないかを定めるべきだとしている⁷⁷⁾。

言説を支えるイデオロギー

この報告書は、従来のアカデミー・フランセーズの立場と一線を画す内容になっている。社会の変容を前提とした上で、それまで否定していた女性名詞の使用も認めるようになった。さらには、フランス社会を基本的な参照項としつつも、他のフランス語の国にも言及している。こうした特徴は以前のアカデミー・フランセーズの姿勢と大きく異なり、より社会に開かれた方針を打ち出したといえる。また、女性名詞化を望む女性と望まない女性への言及も複数回見られ、女性名詞の使用に抵抗を示す当事者にのみ目を向けていた2014年の文書に比べ、多様な立場の女性がいることを意識している。結果として、2014年とは異なり、言語の使用においても多様性があり得るとい立場をとることになる。付け

加えると、2014年には「四世紀近く前から」の原則に「引き続き忠実で居続けたい」と締めくくっていたが、2019年には報告書の第4節でPremière ministre（首相の意の女性名詞）やprésidente（大統領の意の女性名詞）が将来的には使用される可能性があり、そこには問題ないとし⁷⁸⁾、新たな言語使用の可能性を見出している。つまり、世界にも、多様な人々にも、未来にも開かれたより自由主義的な立場にアカデミー・フランセーズは移行したといえる。

78) *Ibid.*, p. 19.

2019年の時点では、91年に任命されたエディット・クレソンが歴代首相のなかで唯一の女性で、女性大統領は誕生していない。91年にフランソワ・ミッテランがクレソンを首相に任命した際の談話では、Premier ministreという男性名詞を使用していた。一方で、2022年にエマニュエル・マクロンがクレソン以来の女性首相となるエリザベット・ボルヌを任命した際には、大統領府のプレスリリースでも、マクロン本人のツイートでも女性名詞のPremière ministreが使用された。

Elysée, « Allocution radio-télévisée de M. François Mitterrand, Président de la République, sur la démission de M. Michel Rocard et les priorités d'action du nouveau gouvernement dirigé par Mme Edith Cresson pour donner un «nouvel élan» à la France et la préparer pour 1993, Paris le 15 mai 1991. », <https://www.elysee.fr/francois-mitterrand/1991/05/15/allocution-radio-televisee-de-m-francois-mitterrand-president-de-la-republique-sur-la-demission-de-m-michel-rocard-et-les-priorites-daction-du-nouveau-gouvernement-dirige-par-mme-edith-cresson-pour-donner-un-nouvel-elan-a-la-france-et-la-preparer>, consulté le 25 août 2022.

Elysée, « Le Président de la République a nommé Mme Elisabeth BORNE, Première ministre et l'a chargée de former un Gouvernement. », <https://www.elysee.fr/emmanuel-macron/2022/05/16/le-president-de-la-republique-a-nomme-mme-elisabeth-borne-premiere-ministre-et-la-chargee-de-former-un-gouvernement>, consulté le 25 août 2022.

Macron, Emmanuel, « Chère @Elisabeth_Borne, Madame la Première ministre, Écologie, santé, éducation, plein-emploi, renaissance démocratique, Europe et sécurité : ensemble, avec le nouveau gouvernement, nous continuerons d'agir sans relâche pour les Françaises et les Français. » 17th May, 2022, 2:16, <https://twitter.com/EmmanuelMacron/status/1526250371638874115>.

75) *Ibid.*, p. 15.

76) *Ibid.*, p. 16.

77) *Ibid.*, p. 20.

権力と支配

この文書でアカデミー・フランセーズは、制約を示しつつも、初めて女性名詞化に積極的な姿勢を示している。2014年の文書が女性名詞化を促進したい、職業や役職などを指す女性名詞を使っていきたい、と願う人たちの主張を充分に考慮に入れていなかったことを考えると、アカデミー・フランセーズにより主張されていた女性名詞化の制限は2019年の文書でかなり解消された。個人の裁量や自由な慣用を認める点において自由主義的であるが、男性名詞の使用が主流であったことをジェンダー差別だったと明言しない点には留意したい。つまり、政治的な理由に基づき女性名詞化を認めるのではなく、あくまで社会における慣用とフランス語の規則に基づいた言説となっている。この点はこれまでのアカデミー・フランセーズの文書と変わらない。また、「教条的」になることを拒絶していることから、女性名詞化を徹底しようとする者にも、女性名詞化に徹底的に反対する者にも与しない姿勢を示している。これは穏健な態度ともいえるが、こうした記述は女性名詞の使用が持つ政治的意味を度外視することにもつながっており、ことばをめぐる実用的な課題は政治とは別次元のものだとしている。したがって、ことばを政治的なイシューとして捉えない言説になっているといえる。

アカデミー・フランセーズがことばを政治的なものとして捉えていないとはいえ、女性名詞化をめぐる議論はフランス語に内在するジェンダー差別との闘いだったことを振り返れば、話者によることばの使用が最終的にアカデミー・フランセーズに女性名詞化を受け入れさせたといえる。つまり、過去のアカデミー・フランセーズの立場はフランス語話者に特段影響を与えておらず、ことばを使用する者たちが女性名詞化をめぐる闘争におい

て、女性名詞をフランス語の慣用として定着させたのである。

2021年の包摂的書記法に関する公開書簡

記述と語彙

2021年には、2017年に続いて包摂的書記法に反対する文書を「包摂的書記法に関する公開書簡」と題してアカデミー・フランセーズは発表した⁷⁹⁾。2017年の声明に比べると若干長いですが、簡潔に包摂的書記法への反対意見が表明されている点で共通している。2017年のものと異なるのは、冒頭で社会的な問題としてジェンダー差別に触れている点だ。しかも具体的に「家庭内暴力、賃金格差、ハラスメント事案」が重要な課題になっている点を明示している。ただしアカデミー・フランセーズにとって、包摂的書記法はこうした問題において「非生産的」であり、「フランス語の実践と明瞭さに対し有害」だとの見解を展開している。

この文書の特徴の一つは、包摂的書記法の暴力性を打ち出している点にある。「乱暴する」、「粗暴で恣意的な(…)命令」、「激しくゆがめる」といった語彙を使用し、包摂的書記法の問題を指摘する。

また、包摂的書記法推進派は文法性の機能を理解していないと主張し、男性形と女性形が必ずしも性別と関係しているわけではないと改めて述べ、改革派の能力を問題視している。この点はすでに2014年にも指摘されていた。

包摂的書記法が「言語の民主的側面を覆う」という表現から、言語が包摂的でなければならぬという点を、2017年とは異なり、

79) Académie française, « Lettre ouverte sur l'écriture inclusive », <https://www.academie-francaise.fr/actualites/lettre-ouverte-sur-lecriture-inclusive>, consulté le 1^{er} septembre 2022.

強調しているといえる。とりわけ、ディスレクシアや発達性協調運動障害、特異的言語発達障害といった障害を抱える人たちにとってより書記法が複雑になり、かえって不平等を悪化させるとアカデミー・フランセーズは付け加えている。これらの障害への言及は、アカデミー・フランセーズの正式文書を検索するかぎり、この公開書簡でのみ見られる。つまり、アカデミー・フランセーズはこの公開書簡以外では識字に関わる障害への言及を正式に行ってきたことはなく、包摂的書記法の議論を経て初めて意識した問題だと推測できる。この公開書簡発表後も、障害を持っている人たちにとってより容易にフランス語の読み書きをできるようにする取り組みなどは見当たらない。

障害への言及を経て、公開書簡では包摂的書記法が「エリートによって独占された領域」だと批判する。しかもその「エリート」は「ごく限られた範囲内の閉塞的な議論」を展開しており、「ジェンダーへの執着」を見せ、推進する改革は「教義上の拘束」になっている、と批判は痛烈だ。この観点は2017年の声明から加わったものとなる。

最後に、2017年の声明と同様に、フランス語の文化遺産の継承とフランコフォニー、そして英語による脅威への言及がある。2017年の声明と内容は同じであるが、英語を明示している点が新しい。

2017年の声明と比べると、2021年の公開書簡は明確に包摂的書記法推進派を批判している。つまり、包摂的書記法の批判に留まらず、改革派に問題があると主張しているのである。

言説を支えるイデオロギー

この公開書簡は、フランス語を社会のなかにある存在として位置付けている点と、ナショナリズムが薄れた点において、2017年の

声明と異なる。一点目は、障害への言及から読み取れる。フランス語へのアクセスが民主的である必要性を説いており、少なくとも理念においては多くの人が同意できる視点を提示している。また、エリートである改革派が暴力的な変更をもたらそうとしていることが社会的に問題だとしていることも一つ目の点の根拠といえる。ナショナリズムが薄れた点は、「我が国」への言及がなく、包摂的書記法への反対が、改革派との対立のなかに位置付けられていることから引き出せる解釈だ。2017年にはフランス語が「死の危機に瀕している」と強い憂いを表していたが、2021年になるとアカデミー・フランセーズは、ジェンダーに執着する教義を共有するエリートと対峙する、という対抗的な姿勢を示している。文化遺産の継承や世界的繁栄への言及はあるものの、ナショナリズムの問題というよりも、むしろそれらを少数派のエリートが阻んでいる点を強調している。

権力と支配

いうまでもないが、アカデミー・フランセーズはごく少数の文化エリート、しかもそのほとんどの会員が男性という構成になっている。そのためエリート対エリートという構図になるのだが、政治的な信条によって改革を提言する者と、政治色の薄い反改革派、という文面になっている。それも暴力的な政治的勢力と穏健で社会にも世界にも開かれたアカデミー・フランセーズという対立になっている。だが、包摂的書記法に反対するにしても、女性やセクシュアル・マイノリティの少なくとも一部の人たちが従来のフランス語から排除されていると考えてきたことに鑑みれば、改革派当事者を「エリート」と片付けずに、どのように女性やセクシュアル・マイノリティをフランス語が包摂できるかを検討す

ることこそ「生産的」であるように思われる。自身の立場を政治的ではないものとしながらも、言語をめぐる覇権争いの様相を呈す文書となっている。

さらに、2019年の女性名詞化に関する報告書が従来の立場を変更し、ことばの変革を認めたのに対し、2021年の包摂的書記法に関する公開書簡は極めて保守的な立場を示している。2019年に、フランス語の「構造を覆す」ことは受け入れられない、としていたが⁸⁰⁾、包摂的書記法が言語構造に内在する差別を問うていると考えればアカデミー・フランセーズは改革を警戒せざるを得ないのだろう。だが同時に、2021年の態度に鑑みると、2019年の女性名詞化容認が単なる慣用に基づくものであり、差別是正の姿勢ではなかったと改めて確認できる。その意味において、アカデミー・フランセーズは差別撤廃や包摂に関心を寄せていないと思われる。

おわりに

2014年から2021年までの公式文書を考察し、ジェンダー差別撤廃のためのフランス語改革においてアカデミー・フランセーズが政治的な議論の中でもことばを政治的ではないものとしてフランス語の改革の是非を論じてきたことを明らかにしてきた。政治的であることばの規範を示す機関が政治と無関係だという姿勢を装って、政治的な議論に加わってきたといえよう。議論の政治的性格自体を否定している点から、基本的にアカデミー・フランセーズは、中村のいうところの差別否定の立場を貫いてきたといえる。2019年の女性名詞化容認の報告書のときでさえ、女性名詞化の実践が差別是正になる、という点に明示

的に触れていなかった。

基本的に保守的な会員が多く選出されてきたと述べたが、そうした傾向がアカデミー・フランセーズの文書に影響した可能性も見逃せない。この点は今後検討すべきであるが、徐々に増えてきた女性や外国人会員の存在をもってしても、アカデミー・フランセーズ全体の保守的な立場が揺らいだとはいえない。

また、常に国民国家の枠組みを採用しているわけではないが、国民国家を前提としているときも、アカデミー・フランセーズは国家権力による言語への介入に否定的である。国家権力との緊張関係を見せているが、アカデミー・フランセーズはリシュリュウ宰相により設立され、自律しながらも国家権力から特権を得てきた点は見過ごせない。公金を投入されながらも国家権力に批判的であることは、アカデミー・フランセーズの自律性や民主的な運用の証左ともいえるが、公金の使途が問題視されてきたことを考慮すると⁸¹⁾、アカデミー・フランセーズが自身の権威を盾に透明性のある民主的な組織の運営を拒否してきたこともまた確かである⁸²⁾。

ただし、本稿ではアカデミー・フランセーズがことばを政治におけるイシューとして扱うべきだ、という立場をとっていない点に留意されたい。あくまで本稿はアカデミー・フランセーズの言説の分析にとどまるとともに、アカデミー・フランセーズのような権威ある機関がことばに介入すること自体に、自

81) フランス会計院の2015年の報告書は、アカデミー・フランセーズを含むフランス学士院の「運営の不透明性と脆弱性」を指摘している。
Cours des comptes. L'Institut de France et les cinq académies : un patrimoine exceptionnel, une gestion manquant de rigueur, 2015.

82) アカデミー・フランセーズの不透明な支出や莫大な資産についてはジャーナリストによる以下の記事を参照されたい。

Garcia, Daniel. *Op. cit.*, 2016.

80) Académie française. *La féminisation des noms de métiers et de fonctions*, 2019, p. 6.

由主義的立場からすれば否定的な立場を取らざるを得ない。

本稿では4つの文書の分析を通じてアカデミー・フランセーズの言語改革に対する態度の変化を考察はできたものの、変化の原因を突き止めることは紙幅の関係でできなかった。アカデミー・フランセーズの内部の仕組みと、言語改革をめぐるフランス国内の議論全体に今後は射程を広げて研究を行う必要がある。また、ジェンダー差別を是正するための取り組みはフランス語に限ったものではなく、英語やスペイン語、イタリア語、ドイツ語などでも観察されており、多様な言語および多様な地域で課題となっている。そのため、今後は他の言語との比較が必要になってくるだろう。あるいは、包摂を目的とする政策、たとえばアフターマティヴ・アクションなどとの比較検討も可能かもしれない。これらは今後の課題としたい。

最後に、アカデミー・フランセーズや政府、さらには改革派が巻き起こしてきた議論がいかに限界のあるものかについて付記しておきたい。とりわけ2021年のアカデミー・フランセーズの文書で明快だったが、ことばにおける包摂と排除をめぐる議論は自由主義的立場を謳うエリートとフランス語の伝統を守るエリートの間抗争となっていた。小さな言論空間にとどまった議論における〈包摂〉とはいかなるものが疑問として残る。さらに、権威と特権は有しつつも権限を持たないアカデミー・フランセーズの再三にわたる女性名詞化への抵抗が結局敗れ、フランス語話者がことばを変革させてきたことを思えば、今や改革の是非をめぐる議論とは異なる場でことばの慣用が決まっていくと推測できる⁸³⁾。そ

の場合、社会に影響力を持たないエリート間の闘争がなぜ白熱し、メディアでも取り上げられるのかを今後考えていく必要があるだろう。

83) かつてはアカデミー・フランセーズの会員が「より高貴なジェンダー」を理由に男性形の優位性を定着させるなど、フランス語の実際の運用におい

て大きな影響力を持っていた。
Lessard, Michael et Suzanne Zaccour. *Op. cit.*, pp. 12-13.